

カーサプラチナ大和（訪問介護） 運 営 規 程

（事業の目的）

第 1 条 株式会社ハートフルケアが開設するカーサプラチナ大和（以下「事業所」という。）が行う指定訪問介護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了等（以下「訪問介護員等」という。）が、居宅事業にあつては要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とする。

（指定訪問介護事業の運営の方針）

第 2 条 事業所の訪問介護員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 カーサプラチナ大和
- （2） 所在地 神奈川県大和市渋谷六丁目 7 番地 4

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1 名（常勤兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。
- （2） サービス提供責任者 利用者の数が 40 又はその端数を増すごとに 1 名以上
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
- （3） 訪問介護員 常勤換算方法で 2.5 人以上
訪問介護員は、指定訪問介護等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1） 営業日 年中無休とする。
- （2） 営業時間 9:00～18:00（サービス提供時間は 24 時間）
- （3） 電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(利用料等)

第6条 指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、サービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（利用者の所得等の状況に応じて費用全体の1割か2割、又は3割）とする。詳細は別添の料金表のとおり。

- 2 交通費は徴収しない
- 3 キャンセル料は徴収しない

(指定訪問介護の内容及び提供方法)

第7条 指定訪問介護等の内容は次のとおりとする。

- (1) 身体介護
- (2) 生活援助

2 指定訪問介護の提供方法は、次の通りとする。

- (1) 事業所は、指定訪問介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとする。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解しやすいように説明を行う。
- (2) サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した訪問介護計画を作成する。
- (3) 前号の訪問介護計画において、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿った訪問介護計画を作成する。
- (4) サービス提供責任者は訪問介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。
- (5) 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
- (7) 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
- (8) 居宅サービス計画等、サービス担当者会議等の記録その他の訪問介護等に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。
- (9) 居宅サービス計画等の作成後においても、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行う。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、大和市の全域とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、訪問介護員及び従業者等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練定期的に実施する。

(緊急時及び事故時等における対応方法)

第10条 訪問介護員及び従業者等は、指定訪問介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他事故を含め緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は利用者との間で、「緊急時連絡票」にて連絡先及び緊急時対応方法について双方確認を行います

3 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

4 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

5 事業所は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第11条 訪問介護員及び従業者等は予め利用者宅の避難場所を把握し、利用者の避難等について適切な処置を講じる。

(苦情に対する対応方針)

第12条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。

2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 利用者は、提供されたサービスに関して苦情がある場合には、事業者、介護支援専門員、市町村又は国民健康保険団体連合会に対して、いつでも苦情を申し出ることができる。

4 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにし、苦情の申し出又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応する。

お客様相談窓口	電話番号：046-279-5255 FAX 番号：046-279-5256 管理者：平山 美咲 対応時間：9:00～18:00
---------	---

(個人情報の保護)

第 13 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止のための措置)

第 14 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年 2 回）

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束)

第 16 条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 17 条 事業所は、訪問介護員及び従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

(2) 継続研修 月 1 回

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員及び従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定訪問介護の提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社ハートフルケアと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2022年7月1日から施行する。

2025年3月1日改訂

カーサプラチナ大和 料金表

1 訪問介護の介護報酬に係る費用（利用者負担1割分）【利用者負担2割分】[利用者負担3割分]

項目	サービス1回当たりの料金			
	所要時間及び内容	身体介護	生活援助	通院等乗降 介助
① 基本額 下段（ ）内は利用者1割負担額を、【 】内は利用者2割負担額を、[]内は利用者3割負担額を円に換算し表示したものです。ただし、小数点以下は切捨てとなるので、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。	20分未満	163 単位 (175 円) 【349 円】 [524 円]		
	20分以上 30分未満	244 単位 (261 円) 【522 円】 [783 円]	—	
	20分以上 45分未満	—	179 単位 (192 円) 【383 円】 [575 円]	
	30分以上 1時間未満	387 単位 (414 円) 【828 円】 [1,242 円]	—	—
	45分以上	—	220 単位 (236 円) 【471 円】 [707 円]	
	1時間以上	567 単位 (607 円) 【1,214 円】 [1,820 円]	—	
	以降 30分増す毎に	82 単位 (88 円) 【176 円】 [264 円]	—	
	② 加算	早朝・夜間加算	早朝（6時～8時）又は夜間（18時～22時）に訪問した場合	所定単位数 × 25%
深夜加算		深夜（22時～6時）に訪問した場合	所定単位数 × 50%	
		利用者の希望により2人の訪問介護員が訪問した場合	所定単位数 × 200%	

	初回加算	200 単位／月 (214 円) 【428 円】 [642 円] (初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合)
	特定事業所加算Ⅱ	所定単位数 × 10% (厚生労働大臣が定める体制要件、及び人材要件のいずれにも適合しているものとして都道府県知事に届け出た訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、1 回につき上記に掲げる所定単位数に加算する。)
	介護職員等処遇改善加算Ⅰ	【算定方法】 総単位数(基本サービス費+各種加算)にサービス別加算率(24.5%)を乗じて求められた額の1割(所得に応じて2割、もしくは3割) (介護サービスに従事する介護職員の賃金改善を図ることを目的とした加算)
③ 減算	同一建物居住者へサービス提供する場合	所定単位数の85%で算定 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者であり、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合
利用者負担1割【2割】 [3割]負担分の計算方法	①②③の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.7円×(1割負担の方は10%、2割負担の方は20%、3割負担の方は30%) ※10.7円は大和市の地域加算(5級地)	

2 通常のサービス提供を超える費用(利用者負担10割負担)

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬の告示上の額と同額とします。	区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合など介護保険枠外のサービス料金です。

3 キャンセル料は徴収しない